



Partnership Oath System of
IKOMA CITY

生駒市パートナーシップ 宣誓制度ガイドブック

あなたらしくいられる瞬間を
もっと、このまちで

自分らしく生きる。

それは、自分の想いや価値観、好きなものを大切にすること。

同時に他者との違いを認め、尊重し合いながら

共に生きることと私たちは考えます。

あなたがあなたらしくいられるのはどんな瞬間でしょうか。

趣味を楽しむとき、目標に向かって努力しているとき、

そして心通うパートナーと過ごすとき。

生駒市は一人ひとりが自分らしくいられるまちを目指しています。

それぞれに寄り添う心豊かな暮らしを。

パートナーシップ宣誓制度、はじまりました。

生駒市パートナーシップ宣誓制度について

生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指して、生駒市パートナーシップ宣誓制度を実施します。

この制度は、性的マイノリティであるカップルが、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が認証する制度です。

なお、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。

しかし、お二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送るお二人の生きづらさや不安を少しでも軽減し、社会的理解が進むように実施するものです。

利用対象者

一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが対象です。
戸籍上同性のカップルに限りません。

対象者の要件(次のすべての要件に該当していることが必要です。)

- (1)民法に規定する成年に達していること。
- (2)住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること(概ね3か月以内)
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。(概ね3か月以内)
- (3)配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4)宣誓をしようとする者同士が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう。)でないこと。

宣誓の流れ

宣誓日の事前予約

直接お越しいただくか、電話又はメールでご連絡していただき、宣誓の日時を予約してください。

希望日の1週間前までにご連絡ください。

その際に、必要書類等の確認及び宣誓方法の説明をします。

宣誓当日

- ①予約した日時に必要書類を持参し、必ず二人で来庁してください。
ご希望に応じて、個室での対応も可能です。
- ②市の職員の立ち会いのもと、宣誓書及び確認書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。
※書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。
- ③本人確認及び宣誓内容や要件を確認し、要件を満たしている場合は、「パートナーシップ宣誓証明書」「パートナーシップ宣誓証明カード」をお渡しします。原則、即日交付します。
※ただし、一方又は双方が市内へ転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出いただいてからの交付となります。
- ④ご希望のカップルには、お互いに宛てた手紙を預かり、3年後に郵送します。専用の便箋、封筒をお渡しします。事前予約の際にご説明します。

問い合わせ

生駒市役所 総務部 人権施策課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
TEL:0743-74-1111(代表)
E-mail:jinkensesaku@city.ikoma.lg.jp

宣誓に必要な書類

必要書類	説明等
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	3か月以内に発行されたもの 同一世帯の場合は1通で可能 ※生駒市に住所を有する方は、住民基本台帳を市が閲覧することに同意すれば提出不要
現に婚姻をしていないことを 証明する書類	独身証明書又は戸籍抄本(本籍地の市町村で取得できます。) 3か月以内に発行されたもの 外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な 機関が発行する書面とその日本語訳文
市内に住所を有していない場 合、市内への転入を予定して いることが確認できる書類	例)転出証明書、物件売買契約書、賃貸契約書等 ※転入手続後、住民票の写しを提出してください
本人確認書類	個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免 許証、その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証で 本人の顔写真が添付されたもの ※上記のものがない場合は、健康保険証、年金証書、介護保険の 被保険者証等2点以上
氏名とあわせて通称名の使用 を希望する方は、通称名を日 常的に使用していることが わかる書類	通称名を使用していることが客観的に分かる資料 例)勤務先・学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、郵便物 等2点以上

宣誓書及び確認書は宣誓当日にお渡しし、その場で記入いただきます。

生駒市パートナーシップ宣誓制度 様式

見本



パートナーシップ宣誓書

私たち_____と_____は、

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、

互いをその人生のパートナーとして、

日常生活において協力し合うことを宣誓し、署名します。

年 月 日

宣誓者	
ふりがな	
氏 名	
通称名の場合 戸籍上の氏名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
(メールアドレス)	

見本

パートナーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づく「パートナーシップの宣誓」をするに当たって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

氏 名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		

要綱の規定	確 認 事 項（※お二人で確認してください。）	
	項 目	確 認 欄 (該当する□に「✓」を記入ください。)
第2条第2号	互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係である。	☐ 該当します ☐ 該当しません →宣誓できません
第3条第1号	民法第4条に規定する成年に達している。	☐ 該当します ☐ 該当しません →宣誓できません
第3条第2号	ア 双方が市内に住所を有している。	☐ 該当します ☐ ア・イ・ウいずれにも 該当しません →宣誓できません
	イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定している。	☐ 該当します 転入予定日 年 月 日
	ウ 双方が市内への転入を予定している。	☐ 該当します 該当者名 転入予定日 年 月 日 該当者名 転入予定日 年 月 日
第3条第3号	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップの関係になっていない。	☐ 該当します ☐ 該当しません →宣誓できません
第3条第4号	宣誓しようとする者同士が近親者（民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう。）でない。	☐ 該当します ☐ 該当しません →宣誓できません

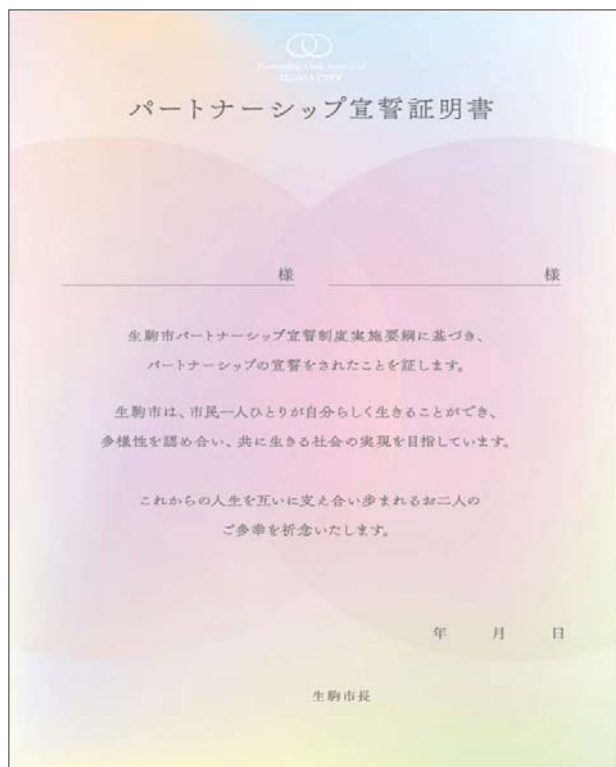
☐ 市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

宣誓書及び確認書は宣誓当日にお渡しし、その場で記入いただきます。

生駒市パートナーシップ宣誓制度 様式

生駒市オリジナル パートナーシップ宣誓証明書 & 証明カード

宣誓証明書



Partnership Oath System of
IKOMA CITY

パートナーシップ宣誓証明書

様 様

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

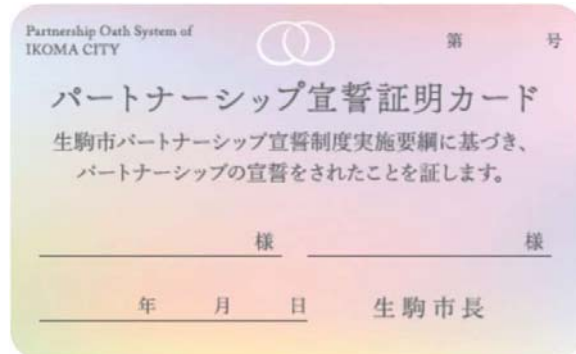
生駒市は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、
多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指しています。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の
ご多幸を祈念いたします。

年 月 日

生駒市長

宣誓証明カード
(表面)



Partnership Oath System of
IKOMA CITY

第 号

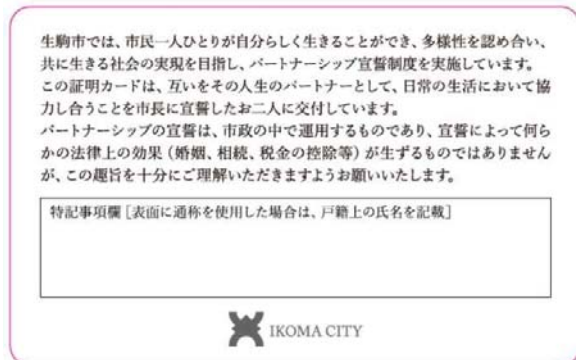
パートナーシップ宣誓証明カード

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

年 月 日 生駒市長

(裏面)



生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、
共に生きる社会の実現を目指す、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。
この証明カードは、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協
力し合うことを市長に宣誓したお二人に交付しています。
パートナーシップの宣誓は、市政の中で運用するものであり、宣誓によって何ら
かの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生ずるものではありません
が、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

特記事項欄〔表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載〕

IKOMA CITY

便箋と封筒

宣誓時にパートナーに宛てた手紙を書くと3年後に届きます



3年後の へ

IKOMA CITY

便箋
〈パートナーへのメッセージ記入用〉
(外面)



3年後の へ

年 月 日

より

(内面)

封筒



IKOMA CITY

生駒市 人権推進課

〒759-0101 生駒市大生駒1-1-1 TEL. 079-422-1111

「宣誓証明書」「宣誓証明カード」の 再交付・届出事項の変更・返還について

再交付

証明書及び証明カードの紛失、汚損、破損により再発行を希望する場合は、パートナーシップ宣誓証明等再交付申請書に必要事項を記入のうえ提出してください。

本人確認や内容を確認し、証明書及び証明カードを再交付します。
汚損、破損の場合は、既に交付した証明書及び証明カードをご返還ください。

届出事項の変更

住所、氏名、通称名、その他宣誓した時に提出した書類の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ宣誓証明等再交付申請書に必要事項を記入のうえ、変更した事実がわかる書類を添えて提出してください。

本人確認や内容を確認し、証明書及び証明カードを必要に応じて再交付します。既に交付した証明書及び証明カードはご返還ください。

返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届に必要事項を記入のうえ、既に交付した証明書及び証明カードをご返還ください。

- (1)双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2)宣誓者が死亡したとき。
- (3)宣誓者が要件に該当しなくなったとき。

Q&A

Q1:なぜ生駒市で パートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指しています。

性的マイノリティであるカップルが、互いをその人生のパートナーとして安心して生活でき、生きづらさや不安を少しでも軽減し、性的マイノリティである方々への社会的理解や多様性の尊重を推進するために導入するものです。

Q2:パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか？

婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利や義務が伴います。

一方、生駒市パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

しかし、お二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送りながら、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさや不安を抱えている性的マイノリティである方々への社会的理解が進むことを目指して導入しました。

Q3:制度の利用に対し、プライバシーは守られますか？

宣誓方法の説明や宣誓の際は、プライバシー保護のため、ご希望に応じて個室での対応もいたしますので、事前にご連絡ください。

また、提出書類や記載内容等の個人情報等は、必ず守られます。

Q&A

Q4: パートナーシップの宣誓は戸籍上の性別が同一でないとできないのですか？

戸籍上の性別が異性となるカップルであっても、一方又は双方が性的マイノリティであれば宣誓できます。様々なケースの性的マイノリティのカップルが対象となります。

Q5: 市民でないと宣誓できませんか？

一方が市内に住所を有し、かつ他の一方が概ね3ヶ月以内に市内への転入を予定しているか、双方が概ね3ヶ月以内に市内への転入を予定している場合は宣誓できます。

転入予定の場合は、その事実を確認する書類(転出証明書、物件売買契約書や賃貸契約書の写し等)をご提出ください。また、転入後の住民票の写し等を提出いただいてから、宣誓証明書、宣誓証明カードの交付となります。

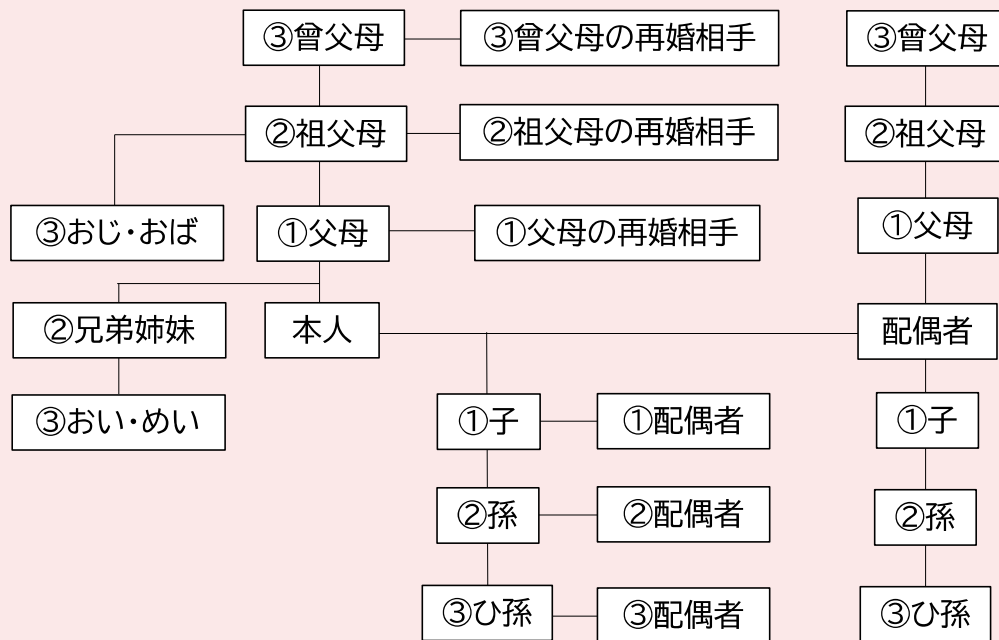
Q6: 宣誓は二人で行く必要がありますか？

本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。また、このため、郵送での宣誓は行っておりません。

Q&A

Q7:宣誓をすることができない者(近親者)とは？

民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者です。直系血族又は三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある者等になります。下図を参照してください。



※ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓をすることができます。
※個別の事情についてはご相談ください。

Q8:パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や、宣誓証明書、宣誓証明カードの発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本等の交付手数料はご自身の負担になります。

Q&A

Q9:通称名を使用できますか？

性別違和の方が使用している自認する性別にあった名や、外国籍の方が使用している日本名等の場合に使用できます。

通称名を日常的に使用していることがわかる書類(勤務先・学校等が発行した身分証明書、通帳、診察券、郵便物等2点以上の写し)をご提出ください。ただし、宣誓証明書や宣誓証明カードの裏面に戸籍上の名前(外国籍を有する者の場合には、これに準ずるもの)を記入します。

Q10:パートナーシップ宣誓証明書や宣誓証明カードはすぐに交付されますか？

提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は原則として即日交付します。ただし、時間を要する場合がありますのでご了承ください。

また、一方又は双方が市内へ転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出いただいてからの交付となります。

Q11:パートナーシップ宣誓証明カードはどのように利用するのですか？

カードの提示により、一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われます。

市の制度では市営住宅の入居申込資格となります。また、犯罪被害者等支援において遺族見舞金の支給対象者となります。

民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人としての適用等を行っているところもあります。詳しくは、それぞれ該当する企業にお尋ねください。

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は市民一人ひとりが自分らしく生きることができ多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) 宣誓パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
ア 双方が市内に住所を有していること。
イ一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(民法第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係にある者をいう)でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。以下「確認書」という)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内に発行されたものに限る)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(3か月以内に発行されたものに限る)
- (3) 市内に住所を有していない場合には、市内への転入を予定していることが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2前項の規定に関わらず、市長が必要ないと認める時は、同項に規定する添付書類の一部を省略することができる。

- 3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書及び確認書に自ら記入することができないときは、当該宣誓書及び確認書は、市職員及び当事者双方の立会いの下で当該当事者以外の者に代筆させることができる。

(本人確認)

第5条市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) (4)前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が添付されたもの

2前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができないときは、本人であることの確認は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより行うことができる。

(通称名の使用)

第6条宣誓をしようとする者は性別違和その他市長が特に理由があると認めるときは、宣誓において、戸籍上の氏名(外国籍を有する者の場合には、これに準ずるもの)との併記により社会生活上通用している氏名(以下「通称名」という)を使用することができるものとする。

(証明書等の交付)

第7条市長は、第4条第1項の規定により宣誓した者が第3条の要件を満たしていると認めたときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下「証明カード」という)を交付するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第8条証明書及び証明カードの交付を受けた者は当該証明書又は証明カードを紛失し、汚損し、又は破損したとき、及び住所、氏名等の変更があったときは、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号)により市長に申請することができる。

2市長は、前項の規定により申請があったときは、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第9条宣誓した者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第6号)に証明書及び証明カードを添えて市長に返還しなければならない。ただし、第3号に該当する者(第3条第2号に掲げる要件に該当しなくなった者に限る)が、本市と連携する他の自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップの宣誓の証明等を受ける場合には、この限りでない。

- (1) パートナーシップの関係が解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 宣誓書を提出した時点において、第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(パートナーシップ宣誓の取消し)

第10条市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ宣誓を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。
- (2) 証明書又は証明カードを不正に利用したとき。

2前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、交付された証明書及び証明カードを直ちに市長に返還しなければならない。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第11条連携自治体においてパートナーシップの宣誓の証明等を受けている者が、市内への転入後引き続きパートナーシップの関係を継続し、第7条の規定による証明書等の交付を受けようとするときは、パートナーシップ継続申告書(様式第7号。以下「継続申告書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、持参の上市長に提出するものとする。

- (1) 連携自治体において交付されたパートナーシップの宣誓の証明書類
- (2) 第4条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類

2 第4条第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第7条の規定については、前項の規定により証明書等の交付を受けようとする者について準用する。

3市長は、第1項の規定による継続申告書の提出があったときは、当該継続申告書を提出した者双方の同意を得た上、連携自治体に通知するものとする。

（施行の細目）

第12条この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。附

則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。



Partnership Oath System of
IKOMA CITY

問い合わせ

生駒市役所 総務部 人権施策課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
TEL:0743-74-1111(代表)
FAX:0743-74-9100